

国立国語研究所言語資源開発センター規程

令和 4年 4月 1日
国語研規程 第93号

(趣旨)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程（人間文化研究機構規程第1号）第22条第4項に定める言語資源開発センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、日本語研究・日本語教育研究及び関連諸分野における共同利用性を高めるため、研究系との連携により言語資源を収集・蓄積し提供する基盤を構築するとともに、言語資源の整備・保存・活用のための総合的研究開発を行うことを目的とする。

(任務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) 言語資源の基礎研究及び開発（共同研究を含む。）
- (2) 共同研究プロジェクトにおける言語資源関連研究の技術的支援
- (3) コーパス検索システムの高度化
- (4) その他研究所における言語資源の整備に関すること

(職員)

第4条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 研究教育職員（併任を含む。）
- (3) その他の職員

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、言語資源開発センター運営委員会の議を経てセンター長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 国立国語研究所コーパス開発センター規程（国語研規程第78号）は廃止する。